

- 水巻町役場 ☎ 201-4321 FAX 201-4423
- 中央公民館 ☎ 201-0401 FAX 201-0411
- 南部公民館 ☎ 202-2472 FAX 202-2473
- 総合運動公園
 - ・スポーツ振興係 ☎ 201-4000
 - ・テニスコート ☎ 201-5757
- いきいきほーる健康課 ☎ 202-3212 FAX 202-3621
- 子育て支援センター ☎ 203-5772
- ほっとステーション (児童少年相談センター) ☎ 203-1555 FAX 203-1553
- 図書館 ☎ 201-5000 FAX 201-0995
- 歴史資料館 ☎ 201-0999
- 障害者福祉センター ☎ 201-0794
- サクラほーる (高齢者福祉センター) ☎ 201-3344
- 北九州市上下水道局
 - ・お客様センター ☎ 582-3031
 - ・西部工事事務所 ☎ 644-7820
- コミュニティ無線 確認ダイヤル ☎ 201-9119
- 郡内火災発生 確認ダイヤル ☎ (0570) 093-119
- 遠賀中間休日急病センター
 - ★休日救急医療★ ☎ 282-9919

お知らせ

教育・相談分野で活躍 人権擁護委員

次の2人が町の人権擁護委員として法務大臣から委嘱を受けました。任期は1月1日から3年間です。人権擁護委員は、主に子どもたちへの人権教室の開催や人権相談の対応などを行っています。

委嘱を受けた人権擁護委員

- ▽安高郁子さん(再任)
- ▽稲田純さん(再任)

問い合わせ 役場庶務係

ダンボールコンポスト物品 4月1日(月)から価格見直し

購入価格の変動により、役場環境係窓口で販売しているコンポスト物品を値上げします。

新価格(旧価格)

- ▽専用ダンボール 180円(160円)
- ▽基材 720円(550円)

新規・更新登録

次のいずれかに該当する業者

3月中旬までに全戸配布 ごみカレンダー

令和6年度のごみカレンダーを配布します。このカレンダーは、プラスチックごみを減らす取り組みとして、プラスチック加工は行っていません。

2月28日(水)～3月15日(金) 問い合わせ 役場環境係

町排水設備指定工事店の登録を行います

令和6年度のごみカレンダーを配布します。このカレンダーは、プラスチックごみを減らす取り組みとして、プラスチック加工は行っていません。

募集

広域行政事務組合 臨時的任用職員などを募集

【臨時的任用職員】
●雇用期間 4月1日(月)～9月30日(月)
※任期6カ月を超えない期間で更



新する場合があります。
●勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
●勤務地 遠賀・中間地域広域行政事務組合事務所(遠賀町今古賀)
●職種 一般事務職
●応募資格 基本的なパソコン操作ができる
▽普通自動車免許を持っている
●採用予定数 1人
●申込期限 3月15日(金)
【会計年度任用職員】
事前登録した人の中から条件に合う人を任用します。登録をしても任用されずとは限りません。
●登録期間 4月1日(月)から2年間
●勤務地 遠賀郡内
●職種 一般事務補助
【共通事項】
●申込書 組合ホームページから取得してください。
●申し込み・問い合わせ 遠賀・



●1次試験日 5月26日(日)
●対象 次のいずれかに該当する人
▽平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれ
▽平成15年4月2日以降に生まれた人で、令和7年3月までに大学を卒業する見込みまたは同程度の資格があると認められる人
●申込方法 3月25日(月)までにインターネットで申し込んでください。
●問い合わせ
▽インターネット申し込み 人事院人事局試験課 ☎(03)3581局5311番
▽その他試験に関すること 福岡国税局人事第二課 ☎(092)411局0031番

「広報みずまき」 配布員を募集します

広報みずまきの配布員登録者を募集しています。登録を行った人は、次の欠員補充の際に順次、町から配布業務の委託を行います。※登録受付のため、すぐに契約を締結するものではありません。

内容

- ▽「広報みずまき」の配布(月2回) ※1回当たり4日以内で、担当地区内(1地区当たり500～2千軒程度)で配布
- ▽町が発行する印刷物の配布(年1～2回程度)

報酬

無事故・無違反 優良運転者を表彰します

優良運転者表彰の対象者を募集します。5年以上の優良運転者は折尾交通安全協会会長表彰、10年以上の優良運転者は折尾警察署長・折尾交通安全協会長連名表彰の対象となります。

●対象 折尾交通安全協会会員で5年以上運転を継続し、無事故・無違反の人
※すでに同等以上の表彰を受けて

いる人は除きます。
●申込方法 折尾警察署内の安全協会窓口(八幡西区光明)で申し込んでください。
※土曜日・日曜日・祝日は受け付けていません。
●申込期間 3月1日(金)～29日(金)午前9時～午後5時
●問い合わせ 折尾交通安全協会 ☎601局1818番

3月の親子で遊ぼう予約制 お楽しみ会

年度の締めくくりに「毎日の子育てお疲れさま!」の気持ちを込めてお楽しみ会を開催。ぜひ、参加してください。

とき



【午後7時のサイレンで知らせます】
3月1日(金)～7日(木)は、春季全国火災予防運動週間です。期間中は午後7時から20秒間、サイレンを鳴らします。
【火災から大切な命と財産を守る7つのポイント】
●3つの習慣
▷寝たばこは絶対にしない
▷ストーブは燃えやすいものから離して使用する
▷コンセントのほこりを掃除し不必要なプラグは抜く
●4つの対策
▷住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
▷寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、燃えにくい製品を使用する
▷火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
▷高齢者や身体の不自由な人を守るために、^{となりきんじょ}隣近所の協力体制を作る
●問い合わせ 役場庶務係

独身のお子様の結婚相談承ります 独身のお子様を結婚に導くための相談会開催中

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。
まずはお気軽に仲人にご相談下さい
☎093-967-0555
結婚相談所 ムスベル

有料広告欄

令和5年度 県営住宅入居者募集

募集する住宅は、2月27日(火)から役場町営住宅係で配布する申込案内に記載しています。
●入居決定方法 抽選
●申込期間 3月5日(火)～13日(水)
●問い合わせ 県住宅供給公社県営住宅管理部 ☎(092)781局8029番

1級電気工事施工管理技士 一次試験対策講座

岡地方協力本部芦屋地域事務所 ☎223局0981番へ
●とき 4月6日～6月15日お
おむね毎週土曜日・全8回(午前9時30分～午後4時30分)
●ところ マイテック・センター北九州(八幡東区大蔵)
●定員 20人
●費用 4万5千円
※テキスト代・消費税を含みます。
●申し込み・問い合わせ マイテック・センター北九州 ☎651局3775番

**緑化センター「緑の教室」
庭づくりを学んでみませんか**

- とき 5月を除く4月～12月の第3または第4日曜日(全8回)
- ▽午前の部 午前9時30分～正午
- ▽午後の部 午後1時30分～4時
- ▽動画受講 録画を後日視聴
- ところ 県緑化センター(久留米市田主丸町益生田)
- 対象 県内に在住して、全8回参加できる人
- 定員 各50人
- ※応募多数の場合は抽選します。
- 費用 無料



●申込方法
ハガキ・ファックスで申し込んでください。下の二次元コードを読み取り、ホームページからも申し込むことができます(電話不可)。

- ▽ハガキ・ファックス記載事項 郵便番号・住所・氏名・電話番号・FAX番号・希望の部
- ▽ハガキ送付先 〒839-1213 久留米市田主丸町益生田1125 福岡県緑化センター「緑の教室」係
- ▽ファックス番号 (0943)72局1558番
- 申込期限 3月19日(火)
- 問い合わせ 県緑化センター (0943)72局1193番



●相談

**生活を見直してみませんか
税金に関する休日相談会**

- 税金を「払いたいけど払えない」人を対象に、ファイナンシャルプランナーによる無料相談会を開催。併せて納税相談も行いますので、仕事などで平日に相談が困難な人はぜひ活用してください。
- とき 3月3日(日) 午前9時～午後3時
- ところ 役場納税係窓口
- 申込方法 役場納税係に電話で申し込んでください。(予約制)
- 問い合わせ 役場納税係 ☎201局4321番

**悩みごとはありませんか
社会福祉協議会の相談事業**

- 【住民相談員の住民相談】相談は電話でも受け付けています。1人で悩まず相談してください。
- とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時
- 【弁護士無料法律相談】
- とき 3月8日(金)・22日(金) 午後1時～4時
- 対象 町内に住んでいる人
- 定員 各6人(先着順)
- 申込開始日 3月1日(金) 午前8時30分
- 【司法書士の無料法律相談】
- とき 3月9日(土) 午後1時～4時

●内容 財産・相続・多重債務などの相談

- 申込開始日 3月4日(月) 午前8時30分
- 【行政相談委員の行政相談】
- とき 3月11日(月)・25日(月) 午後1時～4時
- 【介護支援専門員の介護相談】介護で困っている・悩んでいることがあれば相談してください。
- とき 3月13日(水) 午後1時～4時
- 【共通事項】
- 受付終了 午後3時30分
- ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)
- 問い合わせ 社会福祉協議会 ☎202局3700番

**3月10日(日)は
環境美化の日**

町の環境情報を発信
環境station

●問い合わせ 役場環境係 ☎201-4321

町と水巻町環境美化推進員会議では、ごみのポイ捨て防止や環境美化意識の向上のため、町内一斉清掃活動を行います。皆さんの参加をお願いします。詳しい手順は各自治会で確認してください。



ごみの種類	袋の色	回収場所
もえるごみ	ピンク	ごみステーション
もえないごみ	青	各自治会指定の回収拠点
ピンカンごみ	透明(小)	
枝	透明(大)	
草	透明(大)	

※側溝の清掃、公園の除草や枝の剪定などを行う場合は、必ず自治会に届けてください。
※当日は各自治会配布のボランティア袋を 사용합니다。
※もえるごみは、通常のごみ収集日に回収します。
※枝、側溝の土砂の回収は後日行います。

**枝と草は必ず分けて
袋に入れてください**



枝と草を同じ袋に入れると、リサイクルできない可能性があります。もえるごみとして処分するのではなく、堆肥などにリサイクルする資源として活用しますので、分別に協力をお願いします。
※枝・草は、土・泥や他のごみを取り除いて袋に入れてください。
※枝は袋を使わず「野積み」で回収することもできます。「野積み」予定がある場合は、必ず事前に自治会に届けてください。

町民税・国民健康保険税の申告

場所 役場101会議室

●問い合わせ 役場住民税係 ☎201局4321番

左の日程で申告相談を受け付けます。申告会場(役場101会議室)入口の番号札を取って、場内で待機してください。
※駐車場は限りがありますので、ゆめあいバスなど公共交通機関を利用してください。

- ▽公的年金などの源泉徴収票
- ▽報酬、謝礼などの支払調書
- ▽個人事業・農業・不動産業などの収支内訳書
- ▽保険の満期など一時所得の支払明細
- ▽個人年金の支払明細
- ②所得控除額の分かる書類
 - ▽国民年金保険料控除証明書
 - ▽任意継続の健康保険、建設国保などの保険料領収書

- ▽地震保険料、生命保険料の控除証明書
- ▽障害者手帳、療育手帳(本人・扶養親族)
- ▽寄付金控除用領収証
- ▽医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書
- ※医療保険者などが発行する医療費通知を添付することで明細書の記入を省略できます。
- ただし、12月までに届いた国民健康保険の医療費通知は10月診療分までの内容となるため、11月・12月支払の医療費などは、領収書から明細書を作成してください。

- ③その他
 - ▽マイナンバーカード・通知カード ※通知カードの場合は免許証などの本人確認書類も必要です。
 - ▽本人名義の通帳の口座番号
- 無収入などの簡易申告**
簡易申告は、収入や扶養親族などの記入をして役場住民税係窓口へ提出するだけで申告を済ませることができると手続が簡単です。ただし、簡易申告では各種所得控除を受けることができません。
- 簡易申告の対象者の例
 - ▽無収入の人
 - ▽給与収入96万5000円以下の人

- ▽遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人
- インボイス登録した人**
インボイス登録をした人は、令和5年中の収入の申告とは別に消費税の申告が必要です。税務署による消費税申告を行いますので初めて申告する場合は、10月～12月の収支が分かる書類など、必要書類を持参してください。
- とき 2月29日(木)～3月7日(木)
- ところ 役場102会議室
- 問い合わせ 若松税務署 ☎761局2536番

時間 午前9時～午後4時

※午前8時30分から役場101会議室前で番号札を配布します。

日程・地区割

混雑回避のため、申告期間を長めに設定し地区割を細かくしています。各地区指定日の申告に協力をお願いします。

公的年金のみ		公的年金以外	
2/26(月)	梅ノ木団地	3/6(水)	古賀 頃末北 吉田西 吉田南
2/27(火)	杣 古賀 樋口 樋口東	3/7(木)	
2/28(水)	頃末北 頃末南	3/8(金)	二東 二西 高尾 美吉野
2/29(木)	杣 中央 鯉口 頃末南 吉田団地	3/11(月)	
3/1(金)		3/12(火)	宮尾台 緑ヶ丘 おかの台 梅ノ木団地
3/4(月)	高松 伊左座 下二東 下二西	3/13(水)	
3/5(火)		3/14(木)	猪熊 立屋敷 樋口 樋口東 吉田東
		3/15(金)	

▶消費税申告期間 2月29日(木)～3月7日(木)

**スマホやパソコンなどで
申告書が作成できます**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅からスマホやパソコンで確定申告書が作れます。電子申告(e-Tax)では、作成した申告書などを24時間いつでも提出できます。また、作成した申告書を印刷し、必要書類を添付し、税務署に郵送・持参して提出することも可能です。



●問い合わせ 若松税務署 ☎761-2536 ▲e-Tax

**注意 役場ではできない
税の申告**

次の申告は役場の会場では行えません。若松税務署などで申告を行ってください。

- ▷住宅借入金等特別控除の還付申告(1年目)
- ▷株式及び土地建物の譲渡所得の申告

【若松税務署での申告方法】

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。LINEのアプリを使用すれば、希望日の10日前から事前発行ができます。

整理券は会場で配布もしますが、状況に応じてすぐに案内できなったり後日の案内になったりすることがありますので、可能な限りLINEアプリの利用をお願いします。また、駐車場に限りがあるため、公共交通機関を利用してください。



●とき 3月15日(金) までの午前9時～午後4時
※土曜日・日曜日・祝日は除きます。
●問い合わせ 若松税務署 ☎761-2536

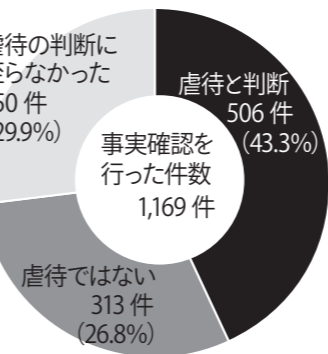
みなんで見守り、防ごう 高齢者虐待

近年問題になってきている高齢者への虐待。皆さんの近くで苦しい思いをしている高齢者、介護者はいませんか。高齢者や介護者が共に健やかに暮せるよう、みなんで見守り、高齢者虐待を防ぎましょう。

●問い合わせ 役場包括支援係 ☎201局4321番

高齢者虐待とは 虐待の分類と内容

高齢化が進み、自宅で介護を受ける高齢者が増えてきています。誰もが介護する・介護される時代となったことで、身近なものとなりつつあるのが、虐待問題。高齢者虐待防止法では、高齢者を介護する家族・親族・同居人を「養護者」とし、養護者が高齢者に対して行う下の「表1」のような行為を「養護者による高齢者虐待」として挙げています。



件、そのうち事実確認を行った件数は1169件です。左の円グラフで事実確認を行った際の内訳を紹介します。グラフを見て分かるように4割以上が虐待と判断されています。

【表1】養護者による虐待の分類と内容

身体的	<input type="checkbox"/> 殴る・蹴る・つねる <input type="checkbox"/> 本人に向けて物を投げつける <input type="checkbox"/> 無理やり食事を口に入れる <input type="checkbox"/> 体を縛り付ける
放棄・放任	<input type="checkbox"/> 世話をしない <input type="checkbox"/> 病気の状態を放置する <input type="checkbox"/> 同居人などによる暴力を放置する
心理的	<input type="checkbox"/> 怒鳴る <input type="checkbox"/> 無視する <input type="checkbox"/> 嫌がらせをする <input type="checkbox"/> 高齢者を子どものように扱う
性的	<input type="checkbox"/> 性的な嫌がらせをする <input type="checkbox"/> 裸にして放置する <input type="checkbox"/> 人前でオムツを交換する
経済的	<input type="checkbox"/> 生活費など必要な金銭を渡さない <input type="checkbox"/> 入院費など必要な費用を支払わない <input type="checkbox"/> 本人の金銭や資産を無断で使用する

●平日午前8時30分～午後5時15分
役場包括支援係・高齢者支援係
☎201-4321
※緊急時は受付時間外でも対応します。

●高齢者虐待の通報・相談フォーム
右の二次元コードを読み込んで
必要事項を入力してください。



虐待に気付いた人には 通報義務があります

虐待に気付いた人は、役場包括支援係に連絡してください。特に生命や身体に重大な危険がある場合は、通報は義務とされています。また、市町村には通報者や届出者を特定する情報について守秘義務があるため、虐待の相談内容や秘密は守られます。

こんなときどうしたら?

Q 暴力を受けているのを見てしまったが、本人から誰にも言わないでと言われた。
A 本人の了承を得ずに通報して問題ありません。通報があったことをそのまま本人に伝えたりせず、誰

が通報したか分からないよう慎重に対応します。役場包括支援係に相談してください。

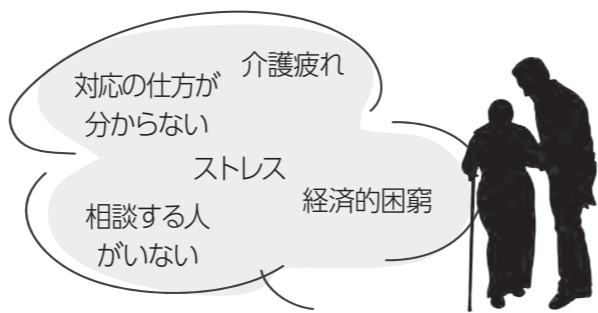
早期発見・通報で 虐待を防ぎましょう

高齢者虐待を防止するために私たちにできることは身の回りで虐待かもしれないと思うことがあれば、相談・通報することです。虐待を疑わせるサインを見逃さず、いち早く気付くことが大切です。ささいなことでも早期に相談・連絡があれば、高齢者本人に対して医療や介護サービスの利用など適切な対応がなされ、養護者の介護の負担軽減となり、虐待の深刻化を防ぐことにつながります。「表2」を参考に、気になるこ

無意識に虐待している かもしれません

とがあれば連絡してください。
高齢者の介護に疲れ、追い詰められてしまう人は少なくありません。介護や認知症への対応が分からず、虐待だと分かっているにもかかわらず、なかなかする場合もあります。また、高齢者のために良かれと思ってやっていることが、虐待になってしまったり無意識な場合も多いようです。自分で気付かないうちに不適切な対応になりやすい事例を「表3」で紹介しています。不適切な対応をしていないか見てみましょう。気になることがあれば、1人で悩まず相談してください。

誰もが虐待者になる恐れ…
1人で悩まず相談してください



【表2】虐待発見チェックリスト

身体的	<input type="checkbox"/> 身体に小さな傷が頻繁にみられる <input type="checkbox"/> 回復状態がさまざまな段階の傷、あざがある <input type="checkbox"/> 急に怯えたり、怖がったりする <input type="checkbox"/> 傷やあざの説明が曖昧
放棄・放任	<input type="checkbox"/> 住居が極めて非衛生的でゴミが散乱している <input type="checkbox"/> 寝具や衣類、身体が汚れたままの場合が多い <input type="checkbox"/> 明らかに病気なのに、病院へ行かせない <input type="checkbox"/> 無気力感、あきらめ、投げやりな様子になる
心理的	<input type="checkbox"/> 掻きむしりや噛み付き、ゆすりなどがある <input type="checkbox"/> 怯える、わめく、泣く、叫ぶなどする <input type="checkbox"/> 食欲の変化が激しく、過食や拒食がある <input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり減ったりする
性的	<input type="checkbox"/> 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる <input type="checkbox"/> 肛門や性器からの出血や傷がみられる <input type="checkbox"/> 怯えたり、怖がったり、人目を避けて過ごす <input type="checkbox"/> 通常的生活行動に不自然な変化がみられる
経済的	<input type="checkbox"/> 自由に使えるお金がないと訴える <input type="checkbox"/> お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない <input type="checkbox"/> 資産の保有状況と生活状況の落差が激しい

【表3】無意識に虐待していないか確認してみましょう

こんな行為も虐待に当たります
<input type="checkbox"/> 言うことを聞かないので、怒鳴る・無視する
<input type="checkbox"/> 良いことと悪いことを分かってもらうために、たたきなど手を出すことがある
<input type="checkbox"/> 経済的に苦しいので、介護保険サービスの利用や通院を控える
<input type="checkbox"/> 年金手帳や貯金通帳などを管理し、本人に無断で使っている
<input type="checkbox"/> 人前でオムツを替えたり、しばらく裸のままにしたりすることがある
<input type="checkbox"/> 認知症で徘徊するため、部屋に閉じ込めている

あなたの通報が高齢者虐待防止につながります。気付いたことがあれば、相談してください。